

Word データ 版

第5期 亀岡市障害福祉計画



平成30年3月策定

亀岡市

○亀岡市「福祉都市」宣言

昭和 57 年 3 月 29 日
告示第 19 号

健康で文化的な生活の基礎的条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。

市民の福祉は、市が、社会的な環境や条件の整備等その責務を積極的に果たすとともに、市民が、地域社会の一員として、みずから生活をみずからの英知、創意、努力によって高めるという主体的な自覚と市民相互の連帯を強め、福祉の向上に寄与するよう努力をすることによってもたらされるものである。

このような自覚と認識に立って、わたくしたち亀岡市民は、ともに力を合わせ平和で豊かなまちづくりに前進したいと思う。

ごあいさつ

目 次

第1章 第5期亀岡市障害福祉計画について	1
1. 計画策定の背景とその根拠	1
2. 計画の位置づけと期間	3
3. 計画の基本的な考え方	4
(1) 基本理念	4
(2) 計画の視点（第4期障害福祉計画策定以降の制度変更）	5
(3) 基盤整備方針（継続）	6
第2章 障害者の現状	8
第3章 前期計画の目標と実績	11
(1) 第4期障害福祉計画の基本目標と実績	11
(2) 各種サービスの状況	12
第4章 第5期障害福祉計画	19
1. 成果目標	19
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）	19
(2) 保健、医療福祉関係者による協議の場の整備（新規）	20
(3) 精神病床における一年以上長期入院患者数（新規）	20
(4) 精神病床における早期退院率（新規）	20
(5) 地域生活支援拠点等の整備（継続）	21
(6) 福祉施設から一般就労への移行及び定着（継続・新規）	21
(7) 障害児支援の提供体制の整備等（新規）	22
2. 活動指標	23
(1) 訪問系サービス	23
(2) 日中活動系サービス	24
(3) 居住系サービス	27
(4) 相談支援	28
(5) 障害児への支援	28
(6) 地域生活支援事業	31
第5章 資料編	38
1. 計画策定経過	38
2. 障害者施策関係設置機関	39
(1) 亀岡市障害者施策推進協議会	39
(2) 亀岡市障害者相談支援ネットワーク会議	41
(3) 亀岡市障害福祉ワーキンググループ会議	43
3. 計画策定環境	45
(1) 設置機関と計画の関係	45
(2) 関係法令	46

第1章 第5期亀岡市障害福祉計画について

1. 計画策定の背景とその根拠

○本市においては、平成27年3月に「第3期亀岡市障害者基本計画」を策定し、『「障害者がキラリ、かめおか “きずな” プラン」笑顔で心かよう あたたかいまちをつくろう』を基本目標とし、障害福祉に係る施策を計画的に推進しています。また、平成18年度に最初の「亀岡市障害福祉計画」を策定し、以後3年度毎に新規策定し、これまでに12年度（4期分）が経過しています。

○その間、国においては、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、障害のある人への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」が発効となりました。平成23年8月に改正された「障害者基本法」では障害者の定義を見直したほか、平成25年4月に施行され平成30年4月に「児童福祉法」とともに一部改正された「障害者総合支援法」では、これまでの部分に加えて、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援を拡充することや、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進することが掲げられています。また、「障害者総合支援法」が一部改正となる前の平成28年4月に発効した「障害者差別解消法」では、障害を理由とする差別の禁止や人権被害の救済などが規定されるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

○併せて、「障害者総合支援法」とともに一部改正のあった「児童福祉法」には、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応を行うための環境整備等が求められており、「亀岡市障害児福祉計画」によりこの施策を運営することも必要となっています。

○加えて、「(仮称) 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の制定により、障害特性に応じたコミュニケーション手段を合理的配慮として市内全域、緊急時を含む、あらゆる場面で提供できる体制整備を進めます。

○このような状況を踏まえ、平成29年度で計画期間が終了する現行計画を改定するにあたり、障害者総合支援法第88条第1項による「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項による「市町村障害児福祉計画」を同法同条第2項第6号の規定により一体化して、新たに「第5期亀岡市障害福祉計画」を策定します。

障害福祉制度の変遷（国の動向）

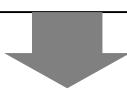
平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の 3 障害のサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等



平成 19 年 9 月 「障害者の権利に関する条約」に署名

- 内容（全 50 条） 障害者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保、障害に基づく差別の禁止など。



平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現



平成 22 年 12 月 17 日の
「障がい者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ



「障害者自立支援法」一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行
- 平成 23 年 10 月 1 日 施行
- 平成 24 年 4 月 1 日 施行
 - 利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
 - 障害福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日 公布・施行
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者総合支援法」一部改正

- 平成 25 年 4 月 1 日 公布・施行

平成 26 年 2 月 「障害者の権利に関する条約」発効

「児童福祉法」一部改正

- 平成 30 年 4 月 1 日 施行
- 障害児支援のニーズにきめ細かに対応するために環境を整備

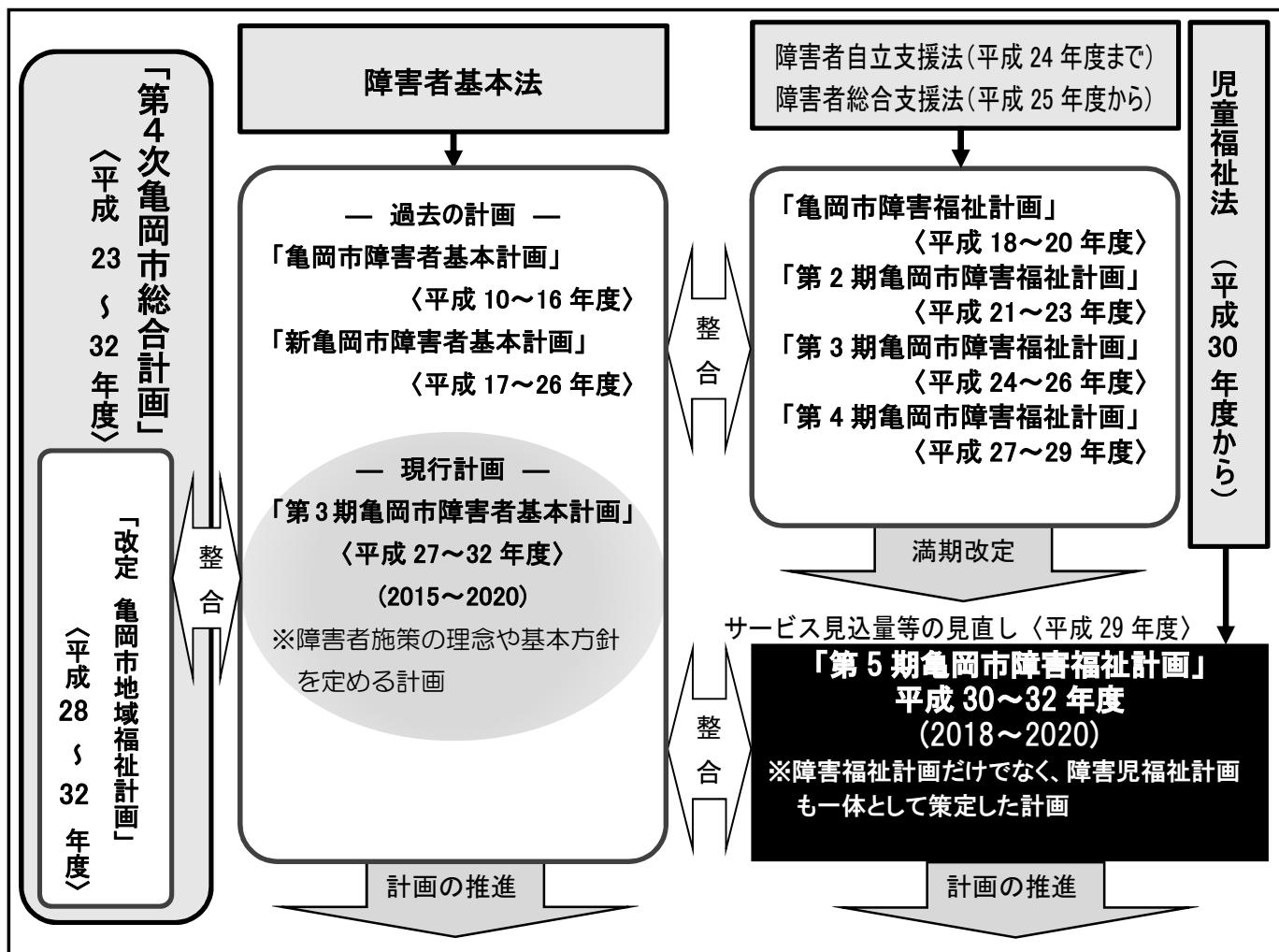
- 平成 26 年 4 月 1 日 施行
- 平成 30 年 4 月 1 日 施行
 - 障害者が自らの望む地域生活を営むための支援を拡充
 - 高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進

「障害者差別解消法」制定

- 平成 28 年 4 月 1 日 施行
- 差別の禁止、人権被害救済などを規定

2. 計画の位置づけと期間

○「第5期亀岡市障害福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として策定された「第3期亀岡市障害者基本計画」の実施計画に当たる計画で、具体的な数値目標の設定を補完しており、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制確保の方策等を定める計画です。



○本計画は、第4期亀岡市障害福祉計画の終了年度に合わせ、平成30年度（2018）から平成32年度（2020）までの3年間を計画期間とします。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者基本計画 平成17年度～平成26年度	第3期亀岡市障害者基本計画 平成27年度～平成32年度						
第3期障害福祉計画	第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画				

3. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

○「亀岡市障害福祉計画」は、障害福祉サービスや相談支援、障害児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤の整備を進めていくものです。国が示している基本指針の理念『自立と共生社会の実現及び障害児通所支援等の円滑な実施』や「第4期亀岡市障害者基本計画」を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

○共生社会の実現のため、障害のある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

○障害福祉サービスの対象となる障害のある人などの範囲を、身体障害、知的障害もしくは精神障害のある人又は難病患者等であって、18歳以上の人及び障害のある児童とし、地域において均等にサービスの充実を図ります。

○発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害のある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

③ 施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

○施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障害のある人などの生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等による法律や制度に基づかないサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を計画的に進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

○地域のあらゆる住民が、支える側と支えられる側に分かれることなく、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むためのしくみづくり、地域の実情に応じた制度の横断的な運用による柔軟なサービス確保等の取組及び医療的ケア児が保健、医療、障

害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築などを計画的に推進し、住民団体等によるインフォーマル活動への支援等を行い、地域、暮らし、生きがいをともに創出し、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

- 障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援については障害種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等を充実することにより、地域支援体制の構築を図ります。
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関連機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 障害児支援を利用することにより、障害児の社会適応力を高め、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害のあるないに関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(2)計画の視点(第4期障害福祉計画策定以降の制度変更)

- 平成28年6月成立の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正において、障害者の望む地域生活の支援やサービスの質の確保及び向上に向けた環境整備について定められたほか、新たに障害児への支援に関する提供体制の確保も対象に加えされました。この改正を踏まえ、本計画において踏まえるべき視点について次に示します。

① 障害者の望む地域生活の支援

- 施設入所支援や共同生活援助を利用から地域での生活へ移行した者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行うサービスが新設されます。
- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所及び家族との連絡調整等の支援を行うサービスが新設されます。
- 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となります。

○65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきました低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減できる仕組みが設けられます。

②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

○重度障害などにより外出が著しく困難な障害児に対し、居宅訪問による発達支援を提供するサービスを設けます。

○保育所等訪問支援の対象を、乳児院及び児童養護施設の障害児に拡大します。

○要医療的ケアの障害児が適切な支援を受けられるように、保健、医療及び福祉等の間の連携を促進することに努めます。

○障害児のサービスに関する提供体制の計画的な構築を推進するため、国、府、市において各自「障害児福祉計画」を策定します。

③サービスの質の確保及び向上に向けた環境整備

○成長が早く短期間で補装具を更新する必要のある障害児等について、補装具の貸与サービスを導入することも可能になります。

(3) 基盤整備方針(継続)

○障害福祉サービスなどの提供体制については、見込み量確保の方策に加えて、障害のある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障害児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。福祉現場においては、人材確保、定着が課題となっており、課題解決に向けて更なる検討が必要です。市内や南丹圏域内における各サービス等の提供状況を鑑みながら、今後は亀岡市いきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）において設定している包括圏域ごとに各サービス等を整備していくことも検討します。なお、基盤整備にあたっては、障害、介護分野だけでなく、児童福祉等の関係機関を含めて行うこととします。なお、平成30年（2019）4月から始まる新しいサービスについては、報酬単価や詳細が明確ではないため、流動的な計画となっています。

①必要な訪問系サービスの保障

○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

②希望する日中活動系サービスの保障

○希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

○地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

○また、各関係機関の連携のもと、居住支援や地域支援等の機能を集約することにより、地域生活支援拠点の整備を図ります。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

○就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

⑤相談支援体制の充実

○障害のある人が地域において自立した生活を営むためには、障害特性に合わせた障害福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実が不可欠です。そのためには、相談支援体制の整備として、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言等、幅広い関係機関と連携しながら必要な施策の確保等を行い、サービスの支給決定前に利用計画を作成できる体制を確保します。

⑥障害児支援体制の整備

○障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の整備を進めます。

第2章 障害者の現状

■包括圏域ごとの手帳所持者数の状況

(平成29年4月1日現在) (単位:人)

	亀岡	川東	南部	中部	西部	篠	つつじヶ丘	合計
人口	19,881	6,205	5,900	19,783	5,606	19,078	13,654	90,107
身体	1,043 (5.2%)	513 (8.3%)	403 (6.8%)	969 (4.9%)	372 (6.6%)	865 (4.5%)	603 (4.4%)	4,768
療育	195 (1.0%)	85 (1.4%)	65 (1.1%)	219 (1.1%)	64 (1.1%)	143 (0.7%)	103 (0.8%)	874
精神	114 (0.6%)	43 (0.7%)	34 (0.6%)	118 (0.6%)	40 (0.7%)	101 (0.5%)	80 (0.6%)	530

※表中のカッコ内は各人口に占める割合。なお、住所地特例対象者等は含んでいない



圏域	地域
亀岡地区	亀岡地区(東部、中部、西部)
川東地区	馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町
南部地区	東別院町、西別院町、曾我部町
中部地区	吉川町、蒲田野町、大井町、千代川町
西部地区	本梅町、畠野町、宮前町、東本梅町
篠地区	篠町
つつじヶ丘地区	東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘

※包括圏域…地域包括支援センターが管轄する圏域のこと(亀岡市いきいき長寿プランにおいて設定)

■南丹圏域における各サービス提供事業所の状況(平成29年9月1日現在)

(単位:箇所)

サービス名	亀岡市	南丹市	京丹波町
居宅介護	14	9	4
重度訪問介護	13	8	4
同行援護	7	5	0
行動援護	6	2	0
生活介護	8	13	5
自立訓練(生活訓練)	1	2	0
就労移行支援	1	1	0
就労継続支援(A型)	2	0	0
就労継続支援(B型)	7	12	3
療養介護	1	0	0
短期入所	5	7	1
共同生活援助	19	12	1
施設入所支援	2	5	1
児童発達支援	2	1	0
放課後等デイサービス	9	4	1
保育所等訪問支援	2	1	1
相談支援(計画相談含む)	5	7	1

■日常生活圏域ごとの各サービス提供事業所の状況(平成29年9月1日現在)

(単位:箇所)

サービス名	亀岡	川東	南部	中部	西部	篠	つつじヶ丘
居宅介護	6	1	1	2	0	3	1
重度訪問介護	5	1	1	2	0	3	1
同行援護	2	0	0	1	0	3	1
行動援護	2	0	0	2	0	1	1
生活介護	1	2	0	4	1	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	1	0	0
就労移行支援	0	1	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	0	0	0	1	1	0	0
就労継続支援(B型)	2	1	0	2	1	1	0
療養介護	0	0	0	1	0	0	0
短期入所	0	2	0	2	1	0	0
共同生活援助	3	1	0	8	1	4	2
施設入所支援	0	1	0	1	0	0	0
児童発達支援	1	0	0	1	0	0	0
放課後等デイサービス	4	0	0	2	0	2	1
保育所等訪問支援	1	0	0	1	0	0	0
相談支援(計画相談含む)	1	0	0	2	0	2	0

■障害福祉サービス支給決定者における 65 歳以上の者の割合状況(平成 29 年 9 月 1 日現在)

サ 一 ビ ス 名	支給決定者(人)	うち65歳以上(人)	割合(%)
居 宅 介 護	145	10	7
重 度 訪 問 介 護	4	1	25
同 行 援 護	30	22	73
行 動 援 護	24	0	0
生 活 介 護	263	39	15
自立訓練(機能・生活等)	12	0	0
就 労 移 行 支 援	23	0	0
就労継続支援(A型)	58	1	2
就労継続支援(B型)	194	12	6
療 養 介 護	20	1	5
短 期 入 所	160	2	1
共 同 生 活 援 助	80	18	23
施 設 入 所 支 援	80	22	28

第3章 前期計画の目標と実績

(1) 第4期障害福祉計画の基本目標と実績

①施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者(A)	72人	
【目標】地域生活移行者数	15人 21%	(A)のうち、平成29年度末までに地域生活に移行する人の目標値
【実績】地域生活移行者数	2人 3.0%	平成29年度末までの結果 【未達成割合 97.0%】
【目標】平成29年度末時点の施設入所者数	3人 4.0%	(A)の時点から、平成29年度末時点における施設入所者の削減目標値
【実績】平成29年度末時点の施設入所者数	-6人 -8.0%	平成29年度末までの結果 【未達成割合 108.0%】

②地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
平成26年度末の地域生活支援拠点等の数	無	
【目標】地域生活支援拠点等の整備の推進	無	南丹圏域2市1町(亀岡市、南丹市、京丹波町)の状況を鑑みながら、整備を検討
【実績】地域生活支援拠点等の整備の推進	無	平成29年度末の結果

③福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労への移行者(A)	9人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 ・・・上段(B)	13人 1.5倍	平成29年度中に一般就労への移行者数 (B)上段/(A)
【実績】福祉施設から一般就労への移行者数 ・・・上段(B)	25人 2.9倍	平成29年度末までの結果 【目標達成】
平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者(C)	16人	

項目	数値	考え方
【目標】就労移行支援事業の利用者の増加 ・・・上段 (D)	24人	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数
	5割	$\{(D) - (C)\} / (C)$
【実績】就労移行支援事業の利用者の増加 ・・・上段 (D)	22人	平成29年度末までの結果
	4割	【未達成割合 1割】
就労移行支援事業所数	1箇所	
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1箇所	平成29年度の就労移行率が3割以上の事業所数
【実績】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	0箇所	平成29年度末までの結果 【目標未達成】

(2)各種サービスの状況

①訪問系サービス

月平均利用量、実人数

サービス名	利 用 時 間			利 用 人 数		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	計画値	4,213	4,409	4,581	124	131
重度訪問介護						
同行援護	実績値	4,201	4,223	4,265	129	131
行動援護	達成率	99.7%	95.8%	93.1%	96.1%	100.0%
重度障害者等包括支援						94.9%



②日中活動系サービス

月平均利用量、実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活介護	計画値	4,880	5,040	5,200	244	252	260
	実績値	4,852	4,878	4,922	248	252	254
	達成率	99.4%	96.8%	94.7%	101.6%	100.0%	97.7%
自立訓練（機能訓練）	計画値	42	42	42	2	2	2
	実績値	52	5	12	3	1	1
	達成率	123.8%	11.9%	28.6%	150.0%	50.0%	50.0%
自立訓練（生活訓練）	計画値	80	80	80	4	4	4
	実績値	76	90	172	4	5	10
	達成率	95.0%	112.5%	215.0%	100.0%	125.0%	250.0%
就労移行支援	計画値	385	401	420	22	23	24
	実績値	416	436	360	24	25	22
	達成率	108.1%	108.5%	85.7%	109.1%	108.7%	91.7%
就労継続支援（A型）	計画値	475	494	532	25	26	28
	実績値	599	820	874	32	43	49
	達成率	126.1%	166.0%	164.5%	128.0%	165.4%	175.0%
就労継続支援（B型）	計画値	3,097	3,192	3,287	163	168	173
	実績値	2,815	2,869	3,030	154	156	166
	達成率	90.9%	89.9%	92.2%	94.5%	92.9%	96.0%
療養介護	計画値	-	-	-	21	21	21
	実績値	-	-	-	20	20	20
	達成率	-	-	-	95.2%	95.2%	95.2%
短期入所	計画値	366	391	416	59	63	67
	実績値	376	303	319	57	53	78
	達成率	102.7%	77.5%	76.7%	96.6%	84.1%	116.4%

③居住系サービス

月平均実人数

サービス名		利用人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	計画値	74	79	84
	実績値	73	77	77
	達成率	98.7%	97.5%	91.7%
共同生活介護	計画値	71	70	69
	実績値	70	78	78
	達成率	98.6%	111.4%	113.0%
施設入所支援	計画値	71	70	69
	実績値	70	78	78
	達成率	98.6%	111.4%	113.0%

④相談支援

月平均実人数

サービス名		利用人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	計画値	400	600	650
	実績値	428	468	506
	達成率	107.0%	78.0%	77.8%
地域移行支援	計画値	3	6	9
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	計画値	1	2	3
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

⑤障害児への支援

月平均利用量、実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	計画値	263	280	315	75	80	90
	実績値	207	253	286	73	83	90
	達成率	78.7%	90.4%	90.8%	97.3%	103.8%	98.9%
放課後等デイサービス	計画値	1,185	1,210	1,235	94	96	98
	実績値	1,696	1,920	1,882	123	151	162
	達成率	143.1%	158.7%	152.4%	130.9%	157.3%	165.3%
保育所等訪問支援	計画値	10	30	50	1	3	5
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
サービス名		利用人数					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度			
障害児相談支援	計画値	120	150	188			
	実績値	126	245	302			
	達成率	105.0%	163.3%	160.6%			



⑥地域生活支援事業

【必須事業】

■理解促進研修・啓発事業

事業実施の有無

サービス名		実施の有無		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

■自発的活動支援事業

事業実施の有無

サービス名		実施の有無		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

■相談支援事業

事業実施の箇所数(数字)・有無(その他)

サービス名		箇所数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定相談支援事業	計画値	5	6	7
	実績値	5	5	5
	達成率	100.0%	83.3%	71.4%
指定特定相談支援事業	計画値	12	13	14
	実績値	4	4	4
	達成率	33.3%	30.8%	28.6%
サービス名		実施の有無		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
基幹相談支援センター	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

■成年後見制度利用支援事業

年間あたり利用件数

サービス名		箇 所 数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	計画値	3	4	5
	実績値	3	4	2
	達成率	100.0%	100.0%	40.0%

■成年後見制度法人後見支援事業

事業実施の有無

サービス名		実 施 の 有 無		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

■意思疎通支援事業

年間あたり利用人数

サービス名		利 用 人 数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画値	644	727	837
	実績値	497	567	581
	達成率	76.9%	78.0%	69.4%
手話通訳者設置事業	計画値	4	4	4
	実績値	4	3	4
	達成率	100.0%	75.0%	100.0%

■日常生活用具給付等事業

年間あたり利用件数

サービス名		利用件数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	計画値	36	54	81
	実績値	10	11	10
	達成率	27.8%	20.4%	12.3%
自立生活支援用具	計画値	65	84	109
	実績値	38	32	11
	達成率	58.5%	38.1%	10.1%
在宅療養等支援用具	計画値	14	14	14
	実績値	14	8	14
	達成率	100.0%	57.1%	100.0%
情報・意思疎通支援用具	計画値	32	32	32
	実績値	17	24	13
	達成率	53.1%	75.0%	40.6%
排泄管理支援用具	計画値	1,658	1,658	1,658
	実績値	1,966	2,085	2,169
	達成率	118.6%	125.8%	130.8%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	3	3	3
	実績値	2	1	1
	達成率	66.7%	33.3%	33.3%

■手話奉仕員養成研修事業

年間あたり実人数

サービス名		実人數		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	計画値	10	10	10
	実績値	20	27	33
	達成率	200.0%	270.0%	330.0%

■移動支援事業

年間あたり実人数・利用量

サービス名		利用人數			実利用量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	計画値	137	137	137	9,048	9,048	9,048
	実績値	118	127	127	7,986	8,668	7,227
	達成率	86.1%	92.7%	92.7%	88.3%	95.8%	79.9%

■地域活動支援センター

年間あたり実施箇所数・利用実人数

サービス名		箇 所 数			実 利 人 数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター	計画値	2	2	2	54	54	54
	実績値	2	2	2	43	51	43
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	79.6%	94.4%	79.6%

【任意事業】

■訪問入浴サービス事業

年間あたり利用回数

サービス名		利 用 回 数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	計画値	171	171	171
	実績値	56	106	81
	達成率	32.8%	62.0%	47.4%

■日中一時支援事業

年間あたり利用人数

サービス名		利 用 人 数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	計画値	97	117	142
	実績値	81	85	78
	達成率	83.5%	72.7%	54.9%

■更生訓練費給付事業

年間あたり利用人数

サービス名		利 用 人 数		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費給付事業	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	1
	達成率	100.0%	100.0%	50.0%

第4章 第5期障害福祉計画

1. 成果目標

○本計画では、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成32年度（2020年度）を最終目標年度として設定しています。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）

国 の 指 針	○平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行。 ○平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数から2%以上削減。
亀岡市の指針	○施設入所については、必要な人には必要な支援であるため、目標数値を設定しませんが、ニーズに応じて地域生活へ移行するための支援に努めます。

■成果目標

平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者から、平成32年度（2020年度）末までに、地域生活へ移行される方の増加を目指します。

参 考 : 平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数 78人



(2) 保健、医療福祉関係者による協議の場の整備(新規)

(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)

国 の 指 針	○協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を平成32年度（2020年度）末までに設置する。関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。
亀岡市の指針	○南丹圏域2市1町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、保健、医療福祉関係者による協議の場の整備の推進を図ります。

(3) 精神病床における一年以上長期入院患者数(新規)

国 の 指 針	○地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち、一定数は地域生活への移行が可能となることから、平成32年度（2020年度）末の精神病床における65歳以上の1年以上の長期入院患者数と65歳未満の長期入院患者数を目標値として設定。
亀岡市の指針	○地域生活への移行は、重要な課題であるため、ニーズに応じた支援に努めるが対象者の把握が難しいため、目標値は設定しません。

項 目	数 値	考 え 方
65歳以上の1年以上の長期入院患者数	人	都道府県から情報提供をうけ、数値設定
65歳未満の1年以上の長期入院患者数	人	

(4) 精神病床における早期退院率(新規)

国 の 指 針	○入院中の精神障害者の退院に関する目標値として次の①～③を基本に設定 ① 32年度（2020年度）における入院後3か月時点の退院率 : 69% ② 32年度（2020年度）における入院後6か月時点の退院率 : 84% ③ 32年度（2020年度）における入院後1年時点の退院率 : 90%
亀岡市の指針	○精神科病院への入院者について、地域生活へ移行促進に努めるが、対象者の把握が難しいため、目標値は設定しません。

(5) 地域生活支援拠点等の整備(継続)

国 の 指 針	○障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成32年度(2020年度)末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。
亀岡市の指針	○南丹圏域2市1町(亀岡市、南丹市、京丹波町)の状況を鑑みながら、地域生活支援拠点等の整備の推進を図ります。

(6) 福祉施設から一般就労への移行及び定着(継続・新規)

国 の 指 針	○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成28年度(2016年度)実績の1.5倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度(2016年度)末の利用者数から2割以上増加する。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ○就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。
亀岡市の指針	○市内に就労移行支援事業所が少ないとから、国が示す目標数値の設定は困難ですが、就労については重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努めます。

■ 成果目標

項 目	数値	考 え 方
平成28年度(2016年度)の一般就労への移行者(A)	11人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数(B)	17人 1.5倍	平成32年度(2020年度)中に一般就労への移行者数 (B) / (A)
平成28年度(2016年度)末時点の就労移行支援事業の利用者(C)	25人	
【目標】就労移行支援事業の利用者(D)の増加	5人 2割	平成32年度(2020年度)末における就労移行支援事業利用者数 (C) / (D)
就労移行支援事業所数	1箇所	平成29年度(2017年度)の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1箇所	平成32年度(2020年度)の就労移行率が3割以上の事業所数

(E) 平成30年度（2018年度）中に新規で事業を利用すると見込まれる者の数	11人	
(F) (E) のうち平成31年度（2019年度）末までに事業を利用して12ヶ月以上にわたり一般就労していると見込まれる者の数	9人	
(G) 平成31年度（2019年度）中に新規で事業を利用すると見込まれる者の数	12人	
(H) (G) のうち平成32年度（2020年度）末までに事業を利用して12ヶ月以上にわたり一般就労していると見込まれる者の数	10人	
【目標】就労定着支援事業開始から1年後の職場定着率	8割	平成32年度（2020年度）の職場定着率。目標数値に近づくことを目指す。

（7）障害児支援の提供体制の整備等（新規）

国 の 指 針	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターを、平成32年度（2020年度）末までに1ヶ所以上設置するとともに、保育所等訪問支援を利用する体制を構築する。 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、平成32年度（2020年度）末までに1ヶ所以上設置する。 ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。
亀岡市の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児支援については、重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努める。 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、圏域で検討する。

■成果目標

項目	数値	考え方
児童発達支援センター数	1箇所	平成32年度(2020年度)末
保育所等訪問支援の提供ができる事業所	1箇所	平成32年度(2020年度)末
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	平成32年度(2020年度)末
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	平成32年度(2020年度)末
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	平成32年度(2020年度)末

2. 活動指標

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時における移動支援
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護

■見込量と確保策

居宅介護をはじめとする各訪問系サービスは、在宅生活を支援する重要なサービスです。

亀岡市においては、利用者が年々増加していますが、事業所ヒアリングの中で、利用時間帯が朝夕に集中するなど、ヘルパー不足が生じており、ニーズがあってもサービス供給量に限界があるとの指摘があります。

アンケート調査結果から、家族以外にヘルパーとなれば外出できる方の割合が高いことがうかがえるため、外出時の支援の充実を行います。また、ヘルパー不足を解消するため、労働条件の充実によるヘルパーの増加や事業所の積極的な参入を促す情報提供を引き続き行い、必要なサービス量の確保をめざします。

月平均利用量(時間)、月平均実利用人数					
サービス名		平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
居宅介護	時間	4,309	4,376	4,288	4,320
重度訪問介護	人	130	133	134	135
同行支援					
行動支援護					
重度障害者等包括支援					

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内 容
生活介護	障害者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会の提供
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援の提供
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護

■見込量と確保策

生活介護などの日中活動の場は、障害のある人の生活の場として、重要な場所となっています。

しかしながら、市内のいずれの事業所も定員以上の利用登録者を受入れている状況となっており、今後も必要量を確保するため事業所との連携を強めています。

あわせて、市役所内や市関連事業における作業所製品の販売や啓発、慢性的な資源不足に対する就労の場の確保などの就労支援事業にも引き続き取り組みます。

①生活介護

支援学校卒業生の受け入れ先として、利用者の増加が年々見込まれるため、必要量を見込んでいます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
生活介護	人日 人	4,922 254	4,811 251	4,921 259	5,035 265

②自立訓練

自立訓練については、機能訓練、生活訓練とも制度上、利用期間が限定されていることから、必要最小限の見込量としています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
自立訓練（機能訓練）	人日 人	12 1	16 2	5 1	5 1
	人日 人	172 10	216 11	90 5	90 5

③就労移行支援

平成32年度（2020年度）末における成果目標を踏まえての見込量としています。今後も雇用後の職場定着の支援に力を入れていきます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
就労移行支援	人日 人	360 22	250 15	476 28	510 30

④就労継続支援

A型事業については、実施している事業所が少なく、今後も大きな伸びは見込めないところです。

B型事業については、支援学校卒業生の受け入れ先として、また市内在住者の利用の増加が年々見込まれることから、必要量を計画しています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成29年度 （2018）	月平均利用量、月平均実利用人数		
			平成30年度 （2019）	平成31年度 （2020）	平成32年度 （2020）
就労継続支援（A型）	人日	874	969	1,273	1,349
	人	49	53	67	71
就労継続支援（B型）	人日	3,030	3,029	3,078	3,168
	人	166	165	171	176

⑤就労定着支援

障害者の一般就労については、企業等において様々な努力が行われているところですが、今後も、就労後の定着を一層図る必要があります。

しかし、一般就労への移行人数については、就労のニーズが就労継続支援を希望する割合と比較して多いといえない状況ですので、動向を注視しつつ継続的に、必要量をモニタリングします。

年間の一般就労移行件数、定着人数

サービス名		平成29年度	年間の一般就労移行件数、定着人数		
			平成30年度 （2018）	平成31年度 （2019）	平成32年度 （2020）
就労定着支援	人日	-	1	24	26
	人	-	1	12	13

⑥療養介護

医療が必要な重度心身障害児者が対象となり、必要量を見込んでいます。

月平均実利用人数

サービス名		平成29年度	月平均実利用人数		
			平成30年度 （2018）	平成31年度 （2019）	平成32年度 （2020）
療養介護	人	20	19	20	20

⑦短期入所

団体ヒアリング調査結果より、緊急時や介護者のレスパイトケアで利用者のニーズが高く、利用増が見込まれます。今後も受入れ先の確保に努めます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
短期入所	人日 人	319 78	345 55	303 53	303 53

(3)居住系サービス

■内容

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していった人で一人暮らしに移行した人に対して、定期的に訪問、電話、メール等により必要な助言や医療機関等との連絡調整
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護

■見込量と確保策

グループホームは、地域生活への移行をめざす中において重要な居住拠点であるため、利用者のニーズが高く、今後も一定の伸びがあると考えられます。潜在的なものも含め利用者のニーズに対応するため、今後、3ヶ年で2ヶ所の増加を目指し、資源の確保に努めます。

また、施設入所も利用者からは今後の生活拠点として残してほしいとの要望も強く、多様な生活を選択することができるよう、施設入所者数の確保に努めます。平成32年度末における成果目標を踏まえての見込みとしています。

自立生活援助については、地域生活移行後の安定した生活のため、有用な支援であるため、ニーズに対応できるように努めます。

月平均実利用人数

サービス名		平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
自立生活援助	人	-	0	1	1
共同生活援助	人	77	79	86	91
施設入所支援	人	78	78	77	76

(4)相談支援

■内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画を作成します。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■見込量と確保策

平成27年度（2015年度）からは、障害福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を導入する必要があり計画的な導入に努めているところです。

また、施設入所及び精神科病院に入院している人を地域移行するための相談支援や一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込んでいます。

サービス名		平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	年間実利用人数 平成32年度 (2020)
計画相談支援	人	506	500	563	581
地域移行支援	人	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	1	1

(5)障害児への支援

■内容

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重症心身障害児等に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	要医療的ケアの障害児が適切な支援を受けられるように、保健、医療及び福祉等の連携を促進する。

■見込量と確保策

療育の必要な子どもが増えてきていますが、団体ヒアリング調査結果からもうかがえるように支援を実施している事業所が少なく、不足しています。また、子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズが高いため、今後も利用増が見込まれることから通所支援や相談支援体制の充実により必要量を計画しています。あわせてサービスの質の充実にも努めます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
児童発達支援	人日	286	294	300	330
	人	90	92	100	110
放課後等デイサービス	人日	1,882	2,173	2,821	3,380
	人	162	194	217	260
保育所等訪問支援	人日	0	1	10	15
	人	0	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	10	15
	人	0	0	2	3

年間実利用人数

サービス名		平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
障害児相談支援	人	302	351	319	373
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	-	5	2	3

「子ども・子育て支援等」の利用ニーズ

年間実利用人数

種類	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	定期的な目標(人)		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
保育所	1,387	1,441	1,511	1,662
認定こども園	-	65	-	-
放課後児童健全育成事業	-	53	ニーズに応じた受入体制整備に努める。	
地域型保育事業	-	-	-	-

(6) 地域生活支援事業

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

■ 内容

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■ 見込量と確保策

すでに実施済みであるため、障害のある人への理解を促進し、地域における各種交流活動につなげるため、引き続き事業を実施していきます。

サービス名	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

■ 内容

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■ 見込量と確保策

NPOなど地域の資源と連携し、個別給付の利用につながらないケースや利用と組み合わせても対応ができないなどのケースに対し、身近な地域で社会参加できる居場所等を確保できるよう働きかけます。

サービス名	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

③相談支援事業

■内容

サービス名	内 容
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込量と確保策

基幹相談支援センターについても、引き続き立ち上げに向けて取り組みます。

住宅入居等支援事業についても、地域生活への移行・定着のため、環境整備も含め取り組みます。

サービス名	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
基幹相談支援センター	実施の有無 無	無	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無 有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無 無	無	有	有

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内 容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

■見込量と確保策

成年後見制度の利用が必要な障害のある人に対し、引き続き必要な支援を行います。

サービス名		平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	年間あたり利用件数
成年後見制度利用支援事業	件	2	6	6	7	

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内 容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■見込量と確保策

京都府下の動向、社会福祉協議会等の動向も鑑みながら、法人後見支援に対する理解と周知を勧め、組織体制の構築等の推進に努めます

サービス名	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。

■見込量と確保策

「差別解消法」や「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の運用等により合理的な配慮がなされる取組に対応できる体制づくりは、社会全体の大きな課題です。手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び手話通訳者設置事業につ

いては今後も必要量の確保に努めます。合わせて、聴覚障害者のみならず、障害特性に合わせたコミュニケーション手段を合理的配慮としてあらゆる場面で提供できる環境づくりに努めます。

年間あたり利用件数、実人数

サービス名	平成29年度	年間あたり利用件数、実人数		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	581	610	676
手話通訳者設置事業	人	4	4	5

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量と確保策

障害のある人が自力で在宅生活が営めるよう、それぞれにとって必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

年間あたり利用件数

サービス名	平成29年度	年間あたり利用件数		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
介護・訓練支援用具	件	10	11	15
自立生活支援用具	件	11	25	40
在宅療養等支援用具	件	14	8	15
情報・意思疎通支援用具	件	13	14	25
排泄管理支援用具	件	2,169	2,159	2,630
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	3

⑧手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■見込量と確保策

高齢のろうあ者には読み書きが苦手な方が少なくないにもかかわらず、手話ができる人は少ない状況です。手話奉仕員養成研修の開催については今後も引き続き実施するとともに、受講者については本受講のみならず、手話通訳者養成研修の受講へと積極的につなげ、手話通訳者的人材確保に努めます。

サービス名		平成29年度	年間あたり実人数 平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
手話奉仕員養成研修事業	人	33	24	46	57

⑨移動支援事業

■内容

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

■見込量と確保策

障害のある人の社会参加の促進に加え、障害児者の自立に向けて、潜在能力の向上につながる支援の充実に努めます。

サービス名		平成29年度	年間あたり利用量、実人数		
移動支援事業	時間	人時	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
		7,227	127	109	145

⑩地域活動支援センター

■内容

サービス名	内 容
地域活動支援センター	障害のある人に、創意的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■見込量と確保策

平成 26 年度途中から 1 箇所から 2 箇所に増設しました。これで、亀岡市障害者福祉センター事業で身体障害の活動機能を確保している以外にも、精神障害に加え知的障害の人の活動機能も充足させることができました。今後は、徐々に利用者の拡大と利用者の次のステップにつながる事業の充実に努めます。

年間あたり実人数

サービス名	平成 29 年度		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
	箇所	人	2	2	2
地域活動支援センター			43	43	60

【任意事業】

⑪訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■見込量と確保策

自宅浴槽での入浴が困難な障害のある人を対象に、引き続き事業を実施します。

年間あたり利用回数

サービス名	平成 29 年度		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
	回	81	7	97	97
訪問入浴サービス事業					

⑫日中一時支援事業

■内容

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■見込量と確保策

日中における活動の場を確保する中で、障害のある人の自立に向けて、潜在能力の向上につながる支援の充実に努めます。

年間あたり利用者数

サービス名	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
日中一時支援事業	人	78	89	103

第5章 資料編

1. 計画策定経過

○本計画は、平成30年4月の計画期間の開始の前年度である平成29年度当初に策定を開始し、下表の経過を経て策定しました。

日 程		委員会等名称	報告・議事・実施内容等
平成 29 年	8月29日（火） 10：00～12：00	第1回亀岡市障害者施策推進協議会	○第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定について ○第4期亀岡市障害福祉計画進捗状況報告 ○その他
	9月14日（木） 10：00～12：00	亀岡市障害者相談支援ネットワーク会議	○第5期亀岡市障害福祉計画素案についての意見聴取
	10月10日（火） ～ 10月13日（金）	事業所・関連団体等聞き取り調査	○第5期亀岡市障害福祉計画素案についての意見聴取
	11月13日（月） 10：00～11：30	ワーキンググループ会議	出席団体：関係団体・事業者及び当事者団体 ○第5期亀岡市障害福祉計画素案についての意見聴取 ○現状についての意見交換
	12月27日（水） 10：00～11：30	第2回亀岡市障害者施策推進協議会	○ワーキンググループ会議結果 ○亀岡市障害者相談支援ネットワーク会議結果 ○第5期亀岡市障害福祉計画（事務局案）について
平成 30 年	1月15日（月） ～ 2月19日（月）	パブリックコメントの実施	○第5期亀岡市障害福祉計画（案）についての市民意見の募集
	3月13日（火）	亀岡市障害者施策推進協議会会長報告会	○パブリックコメント結果報告 ○第5期亀岡市障害福祉計画（最終案）についての報告 ○会長及び職務代理者意見聴取及び承認

2. 障害者施策関係設置機関

(1)亀岡市障害者施策推進協議会

- 「亀岡市障害者施策推進協議会」（以降「協議会」という。）は、障害者基本法第36条第4項に規定する「審議会その他の合議制の機関」です。
- この協議会は、亀岡市障害者施策推進協議会条例に根拠を有する条例設置機関であり、市内においては障害者施策に関して最も上位に位置づけられる諮問機関（意見の求めに応じ専門的見地から調査し調査結果を踏まえた意見を述べる機関）です。

■協議会委員名簿（平成30年3月現在）

〔順不同・敬称略〕

氏 名	選 出 団 体
○ 峰島 厚	大学特別任用教授（立命館大学産業社会学部）
寺田 直人	亀岡市医師会
木崎 博彦	亀岡市身体障害者福祉協会
酒井 忠繁	亀岡市障害者相談員協議会
法貴 香代	亀岡市障害児者を守る協議会
荒桶 博利	亀岡市障害者相談支援ネットワーク会議
◎ 中村 雄一	亀岡市社会福祉協議会
沼津 雅子	亀岡市社会福祉施設協議会
松井 やす子	亀岡市民生委員児童委員協議会
光井 貢	京都府（南丹広域振興局健康福祉部・南丹保健所）
加藤 孝昭	京都西陣公共職業安定所 園部出張所
石野 茂	亀岡市副市長
田中 太郎	亀岡市教育長

※◎：会長 ○：職務代理者

■亀岡市障害者施策推進協議会条例

昭和 57 年 4 月 1 日条例第 16 号

(平9条例4・題名改称)

改正 平成9年3月31日条例第4号

平成 24 年 3 月 30 日条例第 14 号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、亀岡市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平 24 条例 14 ・全改）

(組織)

第2条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

（委員の任命又は委嘱）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（1）障害者及び障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者

（2）学識経験者

（3）市及び関係行政機関の職員

（4）その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平 24 条例 14 ・一部改正）

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事若干人を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 14 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(2)亀岡市障害者相談支援ネットワーク会議

- 「亀岡市障害者相談支援ネットワーク会議」(以降「ネットワーク会議」という。)は、障害者総合支援法第89条の3に規定する「関係者により構成される協議会（自立支援協議会）」及び障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の代替機関と位置付けられている機関です。
- このネットワーク会議は、条例等による設置ではないため、活動内容の自由度が高く、分野横断的で柔軟性のある対応が可能であることから、施策面を分担する協議会と対になる幅広い個別内容を分担しており、障害福祉の活動面を支える機関となっています。

■ネットワーク会議委員名簿（平成30年3月現在）

〔順不同・敬称略〕

氏 名	役職名・所属等
三浦 邦俊	身体障害者相談員
山内 節子	知的障害者相談員
五十川 宏子	精神障害者相談員
山岡 彰子	精神障害者相談員
小林 仁	南丹圏域障害者総合相談支援センター 結丹
和田 誠司	なんたん障害者就業・生活支援センター
荒樋 博利	亀岡市障害者相談支援センター お結び
山本 政寿	花ノ木医療福祉センター
中江 ひとみ	亀岡市教育委員会（指導主事）
渋谷 梢	亀岡市こども未来課（家庭児童相談員）
岸田 浩	亀岡市障害福祉課（課長）

■亀岡市障害者相談支援ネットワーク会議設置要領

平成26年5月1日施行

(目的)

第1条 第1条 亀岡市障害者相談支援ネットワーク会議（以下「会議」という。）は、障害者総合支援法第77条及び厚生労働省令の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者相談支援に関する関係者が参加し、公平・公正なサービスの確保に必要な協議を行い、相談支援事業の充実のための中核的な役割を果たすことを目的とする。

(位置づけ)

第2条 第2条 会議は、亀岡市障害者施策推進協議会（昭和57年4月1日条例第16号）（以下「推進協議会」という。）と連携するものとし、推進協議会にその活動状況を報告するものとする。

(会議の主な機能)

第3条 会議の主な機能は、次のものとする。

- (1) 福祉サービスの利用に係る中立・公平性の確保
- (2) 委託相談支援事業者等の中立・公平性等に係る評価
- (3) 相談支援事業の確立のための研修及び困難事例等の検討・調整
- (4) その他亀岡市障害福祉計画の具体化に向けた協議等

(運営方法)

第4条 会議の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置き指定相談支援機関等と連絡のうえ必要に応じて開催する。

(構成)

第5条 会議の構成委員は、施策推進協議会の構成団体、市内の相談支援機関、その他障害者支援を行っている機関・個人の中から選定する。

2 各委員の任期は、毎年度末をもって終了するものとする。

3 第3条の機能を果たすために有効な構成員が必要な場合は、本会の部会として位置づけ、検討を行う。その結果を本会で報告、承認を得るものとする。

(個人情報)

第6条 会議において知りえた個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

(3)亀岡市障害福祉ワーキンググループ会議

- 「亀岡市障害福祉ワーキンググループ会議」(以降「WG 会議」という。)は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」(以降「福祉計画」という。)及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を策定する際に、当事者団体、関係団体及び関係事業者等の横断的な意見交換や聴き取りを実施するために設けられる機関です。
- このWG会議は、市の条例等による設置ではありませんが、福祉計画策定過程において素案作成段階から策定に参加するため、亀岡市の障害福祉に関して大きな影響を持つ会議となっています。

■WG会議出席者名簿（平成29年11月13日開催時）

[順不同・敬称略]

氏 名	選 出 団 体
中村 克子	社会福祉法人 松花苑
西村 直	社会福祉法人 亀岡福祉会
阿部 正徳	社会福祉法人 花ノ木
竹林 亜樹	社会福祉法人 信和福祉会
中村 雄一	亀岡市社会福祉協議会（亀岡市障害者施策推進協議会）
高木 信義	亀岡市身体障害者福祉協会
◎ 荒樋 博利	亀岡市障害者相談支援センター お結び
峰島 厚	亀岡市障害者施策推進協議会

※◎：座長

■亀岡市障害者基本計画及び亀岡市障害福祉計画策定に係るワーキンググループ会議設置要綱（亀岡市障害者施策推進協議会内規）

平成16年 7月 1日制定

(設置目的)

第1条 この要綱は、亀岡市障害者施策推進協議会において亀岡市障害者基本計画及び亀岡市障害福祉計画（以降「計画」という。）を策定する際に、当事者、関係団体及び事業者等（以降「関係者等」という。）より意見や現状を聴き取り、自由闊達な議論を行う中で、実務的に検討を行う場を提供することを目的として、ワーキンググループ会議（以降「当会議」という。）を設置する。

(議事)

第2条 この会議は、計画策定に当たり、関係者等を交えて以下の各号を実現するために議事を行うものとする。

- (1) 当事者の直接参加（計画に当事者の声を反映すること）
- (2) 市民による計画の策定（関係者だけでなく幅広い計画策定のプロセスを持つこと）
- (3) 関係者等間での合意形成
- (4) 現状の理解
- (5) 広く意見を聴取すること
- (6) その他、会長が必要と認める事項
(組織)

第3条 当会議は以下の区分で委員を選定し、委員20人以内で組織する。

2 前項の内訳は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 関係事業者（亀岡市内の障害者施設及び障害者相談事業所） | 10名以内 |
| (2) 関係団体（障害者団体） | 6名以内 |
| (3) 亀岡市障害者施策推進協議会（会長及び職務代理者） | 2名 |
| (4) その他（参考人及び行政機関等の上記3号のいずれにも属さない者） | 2名以内 |

3 前項の委員は、次の各号を順守し、計画の策定に資する議論を行うように努力するものとする。

- (1) 選出団体等の立場を代表して参加し、会議内での発言に対し責任を持つこと
- (2) 個人情報を漏洩しないこと
- (3) 自由・闊達な議論を行う場、実務的な内容の検討の場を念頭に議論すること
- (4) 個々の施策に対する批判、要望に終始しないこと
- (5) 委員の交代は妨げないが、可能な限り同じ者が継続して参加すること
(委員の任命)

第4条 当会議の委員は、前条第2項第3号及び第4号を除いてその組織を代表するものを選任し、開催の都度に人選を行うものとする。また、再任は妨げない。

（会長、副会長及び座長）

第5条 当会議に会長、副会長及び座長を置くものとし、次の各号の方法で選出するものとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、当会議を代表するものとし、亀岡市障害者施策推進協議会会長を充てるものとする。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理するものとし、亀岡市障害者施策推進協議会職務代理者を充てるものとする。
- (3) 座長は、議事を進行し、その結果を会長に報告するものとし、会長が指名又は委員の同意を以って選出するものとする。なお、グループを2つ以上に分ける場合においては、座長を各々のグループに置くことも可能とする。
(会議)

第6条 当会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 各々のグループの座長は、グループ内の議論等の結果について、会長に報告するものとし、全グループの報告を会長が総括するものとする。

（庶務）

第7条 当会議の庶務は、亀岡市障害者施策推進協議会事務局において処理する。

（委任）

第8条 この内規に定めるもののほか、当会議の運営に関して必要な事項は、会長が当会議に諮って定める。

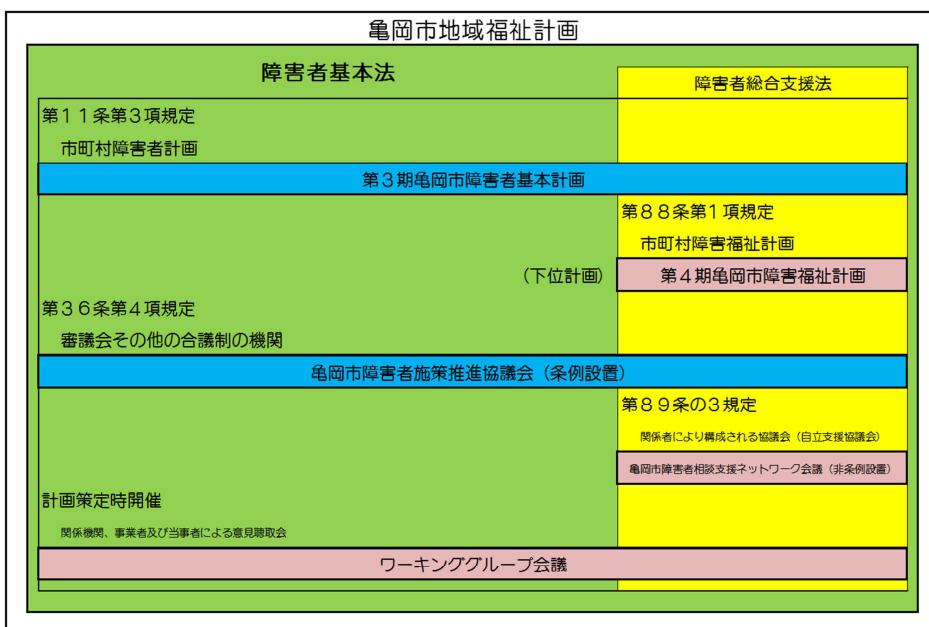
附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

3. 計画策定環境

(1) 設置機関と計画の関係

○第4期障害福祉計画策定期（平成27年3月）



○今期計画開始時（平成30年4月）



○前回計画の策定期以降、新たに平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、今回の計画策定期に合わせる形で平成30年4月から改正「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が施行されています。

○法改正に伴い、計画において定める必要のある範囲が拡張しています。

(2) 関係法令

■障害者基本法（抜粋）

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

最終改正：平成二五年六月二六日法律第六五号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に關し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者

計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たつては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聽かなければならない。

第四章 障害者政策委員会等

（都道府県における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
 - 一 市町村障害者計画に關し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附則抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

■障害者総合支援法（抜粋）

（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）

最終改正：平成二十八年六月三日法律第六五号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーショ

ンをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

- 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。
- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
 - 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - 四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の

確保に関する基本的事項

- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標に関する事項
 - 三 基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第一項に規定する基本指針と一緒にものとして作成することができる。
 - 四 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 五 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
 - 3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
 - 5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(市町村障害福祉計画)
- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
 - 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事

情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一緒にものとして作成することができる。
 - 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一條第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならぬ。
 - 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならぬ。
 - 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。
- 第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- （協議会の設置）
- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るために、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

附則（平成二八年六月三日法律第六五号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条中児童福祉法第五十六条の六第一項の次に一項を加える改正規程並びに附則第十条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。（以下略）

■児童福祉法（抜粋）

（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

最終改正：平成二十八年六月三日法律第六五号

第二章 福祉の保障

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の十九 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

三 次条第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十七条第一項に規定する基本指針と一緒にものとして作成することができる。

4 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害児及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 厚生労働大臣は、障害児の生活の実態、障害児を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

6 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一緒にものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十二条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害

児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聽かなければならぬ。

11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聽かなければならぬ。

12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

3 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策

二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一緒にとして作成することができる。

5 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十

一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

7 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聽かなければならぬ。

8 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十三条の二十三 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十四 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害児福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害児福祉計画の作成の手法その他都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

第三十三条の二十五 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害児福祉計画又は都道府県障害児福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする

附則（平成二八年六月三日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条中児童福祉法第五十六条の六第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（抜粋）

（平成二十五年法律第六十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当た

り、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるように必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

第5期亀岡市障害福祉計画

平成30年3月

発行 亀岡市 健康福祉部 障害福祉課
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
TEL (0771) 25-5189
FAX (0771) 25-5511



亀 岡 市